

整骨院・接骨院で健康保険が 使えるケースは限られています!

整骨院・接骨院でよく見かける「各種保険取扱」とは、「健康保険が適用される負傷のみ健康保険適用になります」という意味です。すべての施術に健康保険が適用されるということではありません。

健康保険の対象になる施術

- 骨折・不全骨折・脱臼 ※応急手当の場合を除き医師の同意が必要
- 捻挫 ○ 打撲 ○ 挫傷(肉離れ等)

健康保険の対象にならない施術 (全額自己負担)

- × 肩こり・筋肉疲労などのマッサージ代替りの利用
- × ヘルニア・神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎などの病気による痛みやこり
- × 脳疾患後遺症などの慢性病
- × 保険医療機関で同じ負傷等の治療中のもの
- × 仕事や通勤におきた負傷 × 症状の改善が見られない長期の施術

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術を受けた方に施術内容などの照会を行っています。

整骨院・接骨院からの請求の中には、健康保険の対象とならない誤った請求や不適切な請求が一部に見受けられます。医療費の適正化のために、施術日や施術内容等について照会させていただく場合がありますので、ご協力お願いいたします。令和2年度から健保連北海道連合会の共同事業により、柔道整復療養費の施術内容の照会・確認を専門業者(株)大正オーディット)へ委託しています。

柔道整復師にかかるときの注意事項

1. 負傷原因(いつ・どこで・何をして・どんな症状があるのか)を正確に伝えましょう
2. 療養費支給申請書の内容(自己負担額、受療回数、負傷名・負傷原因、施術内容)をよく確認し、委任欄への署名(捺印)は自分で書きましょう
3. 領収証を必ずもらいましょう



長期にわたって
整骨院・接骨院にかかり、
症状の改善がみられないときは...

他の疾患が原因となっている可能性がありますので、重症化を防ぐために医療機関の受診をおすすめします。

こんなときは療養費の給付が受けられます。

療養費支給申請書に必要事項をご記入の上、添付書類と合わせてご提出ください。申請の理由によって必要な添付書類が異なりますので、ご注意ください。

治療用装具を 購入したとき

※既製品の装具は、支給対象とならない場合があります。

添付書類

- 医師の指示書 ● 証明書(原本) ● 領収書(原本)
- 購入した装具の写真

保険証発行手続き中の受診や、
旅行中などで保険証を持たずに
やむを得ず受診し
10割自己負担したとき

添付書類

- 領収書(原本) ● 診療報酬明細書(医療機関の窓口
で発行を依頼してください)

誤って以前加入していた
健康保険の保険証を
使用したとき

添付書類

- 以前の健康保険組合に返還した金額の領収書(原本)
- 診療報酬明細書(以前の健康保険組合に発行を依頼してください)